

## 通知書

前略 当職はグランティア株式会社（以下、「通知人会社」といいます。）から委任を受け、本書を差し上げる次第です。

首都圏青年ユニオン連合会（以下、「貴団体」といいます。）は、平成30年10月10日、通知人会社に対して、XXXXXXXXXX（以下、XXXXXXXXXX）の関係で、東京都労働委員会に対して救済の申立てをし、現在、同委員会の判断を待っている状態です（都労委平成30年（不）第76号）。

しかしながら、グローバルユニオンという団体のブログ記事（以下、「本件記事」といいます。）の中で、貴団体名義において、本件事件の内容が事実関係を歪曲させた形で書き込みがなされております。以下、説明します。

## 1 講習費用の請求

まず、本件記事においては、「…グランティア株式会社の契約書には『従業員が入社後1年以内に退社する場合、その講習費用として金30万円を支払わなければならない』とあり、その講習費用を執拗に請求されている…」などということが記載されております。

しかしながら、通知人会社がXXXXXXXXXXに対して講習費用を執拗に請求したという事実はございません。

そもそも研修費用は、「頭蓋骨小顔矯正施術」という特別な技能を教わるための費用であり、同技術の流出を防止するために、1年間の就労すらせずに退職した従業員についてのみ返還を求めているものです。

今回問題となったXXXXXXXXXXについても、1年間の就労をしていなかったことから、その講習費用の返還を求めたにすぎず、返還を求めること自体には何ら問題はありません。

その上、XXXXXXXXXXは、XXXXXXXXXXと別れ居住先を失ったために突然通知人会社を退社し、XXXXXXXXXXに戻ってしまったのであり、通知人会社から執拗に講習費用の返還を求める機会などありませんでした。また、実質的にただ働きとなるようなスキームを組んでいたなどという事実も一切ございません。

## 2 退職の経緯

次に、本件記事においては、「…二つ目は、「入社当初より肉体的負担が大きく、業務に従事する度に親指に痛みを伴うため、退社を希望していたが、前述のいわば前借金させるような規定があったため、やむを得ず勤務し続けていたところ、精神的・肉体的に限界に達し、会社に出勤できない状態に陥ってしまった。客観的にみて安全配慮義務違反が明確であるにも関わらず、出勤できなくなった日以降の人員補填費用を請求されている」などということが記載されています。

しかしながら、先にも述べたとおり、今回問題となったXXXXXXXXXXが退職した理由は、XXXXXXXXXXと別れ居住先を失ったからに他なりません。

同内容に関しては、上記労働委員会においても主張をさせていただいておりますが、内容としては、以下のとおりです。

(店長とのラインのやりとり)

店長：「[REDACTED] どうしたかな？大丈夫」

[REDACTED]：「ご迷惑とご心配おかけして申し訳ありませんでした。[REDACTED]と別れて家を追い出されて携帯充電ないままでした。本当に申し訳ないです。」

(友人とのラインのやりとり)

友人：「[REDACTED]と別れたということは[REDACTED]に帰っちゃうのかな？」

[REDACTED]：「そうなりそうです。ほんとにすみませんでした。」

(通知人会社代表者とのやりとり)

[REDACTED]：「夜分遅くにすみません。[REDACTED]です。この度は本当にご迷惑とご心配おかけして申し訳ありませんでした。」

通知人会社代表者：「店長から少し報告受けました。事件や事故に巻き込まれた訳でなく安心しました。アルバイト、正社員関係なく、連絡するのが最低限です。それで今後どう考えてますか。」

[REDACTED]：「スタッフさんやお客様、オーナーさんにまでご迷惑おかけして本当にすみませんでした。店長とお話させて頂いて横浜にいる事が出来なくなった為、辞めさせて頂きたいと申しました。本当に申し訳ございませんでした。」

このように、貴団体の本件記事については実際の事実関係と全く異なるものが記載されております。

### 3 団体交渉に至るまでの経過

さらに、本件記事については、「…上記内容を記載した通知書を、当組合より、グランティア株式会社及び勤務先であるグレースフィオーレ横浜店宛に毎月複数回送付した。その結果、一度目は受け取られることなく、返送され、二、三度目の通知書に至っては、会社側が受領したことは判明したものの、組合に対し何ら返答をしないまま放置され続けた。このようにグランティア株式会社が全く団体交渉に応じなかったため、労働委員会に不当労働行為としての救済申立てをし、現在も争っている。」などという記載がされております。

しかしながら、この点も労働委員会において主張をさせていただいておりますが、通知人会社が貴団体から送付されてきた通知書の内容を確認したのは、平成30年10月10日頃のことであり、その後においては、即時に当職らにご依頼の上、返答をしております。

したがって、通知書を放置し続けていたなどという事実は一切ございません。

また、団体交渉に関しては、上記労働委員会が始まった後においても、通知人会社は何度も応じる旨の連絡をしておりましたが、これに対して「対等でない状態での交渉はできず、まずは労働委員会の命令が出るのを待ってから。」などとして団体交渉を拒んできたのは、貴団体の方です。

このように貴団体の本件記事については、この点においても、明らかに実際の事実関係と異なったものが記載されております。

4 名誉棄損乃至信用棄損

以上のような貴団体の行為は、通知人会社の社会的地位を下げるものであり、かつ、同社の信用を棄損するものである以上、名誉棄損罪及び信用棄損罪等に該当するものとして通知人会社としても到底看過することができません。

つきましては、本通知書をもって早急に同記事を削除していただくと共に名誉回復措置をとっていただくよう要請致します。

仮に、令和元年10月18日までに削除したこと及び名誉回復措置をとったことが確認できない場合には、やむをえず法的措置をとらせていただきます。また、通知人会社代表者は、本件について極めて遺憾に思っており、各所関係機関に対する相談及び苦情申入をする話をしておりますので、念のためその旨も通知させていただきます。いずれにせよ、[REDACTED]から実際の事実関係について再度確認をしていただいたほうが良いかと思えます。

なお、本件につきましては、当職が一切の委任を受けておりますので、今後の一切のご連絡は、当職宛にいただきますようよろしくお願い申し上げます。

取り急ぎ用件のみにて失礼いたします。

令和元年10月9日

〒231-0006

横浜市中区南仲通4-46-1

ラパンビル2 2階

みなとみらい総合法律事務所

TEL 045-228-9152

FAX 045-228-9153

通知人会社代理人

弁護士 辻居弘平

弁護士 加藤尚敬

〒108-0073

東京都港区三田1-7-1-1608

首都圏青年ユニオン連合会

代表者 [REDACTED]

(付記)

差出人 〒231-0006

神奈川県横浜市中区南仲通4-46-1ラパンビル2 2階みなとみらい総合法律事務所  
弁護士 辻居弘平

弁護士 加藤尚敬

受取人 〒108-0073

東京都港区三田1-7-1-1608

首都圏青年ユニオン連合会

代表者 [REDACTED]

郵便認証司

1. 10. 9

この郵便物は令和 1年10月 9日  
第 12475693215 号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番：2019100915124200100000 号

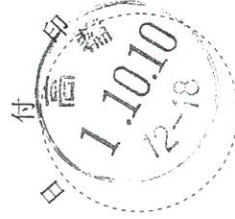
3 / 3頁

東京  
1. 10. 9  
12-18



郵便物等配達証明書

受取人の氏名	首都圏青年ユニオン連合会 様 代表者
お問い合わせ番号	124-75-69321-5 号
上記の郵便物等は、 / 年 / 月 / 日 に配達しましたので、これを証明します。	



日本郵便株式会社  
高輪郵便局

コ07370 (2018・SYE)

郵便はがき

2 3 1 0 0 0 6

神奈川県横浜市中区南仲通 4-46-1  
パングビル 2 2 階

みなとみらい総合法律事務所

弁護士 辻居 弘平

弁護士 加藤 尚敬

様

通信事務郵便

高輪郵便局



A191010-45

1088799

